

第29回北斗市農業委員会総会議事録

令和3年 7月29日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和3年 7月29日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 1階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 12名) (欠席 2名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	欠席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	欠席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について</p> <p>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について</p> <p>報告第 4 号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第 2 号 買受適格証明願について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第 7 号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第 8 号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第 9 号 北斗市農業委員会農地改良等取扱要綱の一部改正について</p> <p>議案第 10 号 北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について</p> <p>議案第 11 号 北斗市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について</p> <p>議案第 12 号 北斗市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について</p> <p>議案第 13 号 北斗市農地巡回指導事業実施要領の一部改正について</p> <p>議案第 14 号 北斗市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第29回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和3年 7月29日 午後 1時30分

- | | | |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地法第5条の規定による届出について | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について | (報告第3号) |
| 日程第 6 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第4号) |
| 日程第 7 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 8 | 買受適格証明願について | (議案第2号) |
| 日程第 9 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第4号) |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第12 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第6号) |
| 日程第13 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第7号) |
| 日程第14 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第8号) |
| 日程第15 | 北斗市農業委員会農地改良等取扱要綱の一部改正について | (議案第9号) |
| 日程第16 | 北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について | (議案第10号) |
| 日程第17 | 北斗市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について | (議案第11号) |
| 日程第18 | 北斗市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について | (議案第12号) |
| 日程第19 | 北斗市農地巡回指導事業実施要領の一部改正について | (議案第13号) |
| 日程第20 | 北斗市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について | (議案第14号) |

第 2 9 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 3 年 7 月 2 9 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	4 件
2	報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による届出について	会長	報告済	1 件
3	報告第 3 号	農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について	会長	報告済	1 8 件
4	報告第 4 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1 件
5	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	4 件
6	議案第 2 号	買受適格証明願について	会長	決定	2 件
7	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
8	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	1 件
9	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	4 件
1 0	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	1 件
1 1	議案第 7 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3 件
1 2	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 3	議案第 9 号	北斗市農業委員会農地改良等取扱要綱の一部改正について	会長	決定	1 件
1 4	議案第 10 号	北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について	会長	決定	1 件
1 5	議案第 11 号	北斗市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について	会長	決定	1 件

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
16	議案第12号	北斗市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について	会長	決定	1件
17	議案第13号	北斗市農地巡回指導事業実施要領の一部改正について	会長	決定	1件
18	議案第14号	北斗市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について	会長	決定	1件

第29回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言)
和田会長

本日は、第29回北斗市農業委員会総会に、暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。

最近の言葉は、暑い暑いが発するような状態で、米のほうも大分早く進んでいるような状況でございます。野菜のほうも順調な生育の中で雨が欲しいというような現状でございます。皆さんも、ハウスなどに入られて大変なことだと思いますが頑張っていたきたいと思えます。上磯地区においては、トマトが終わりましてキュウリの定植が終わったということをお聞きしております。そんな中、農作業中の事故も近所でございます、暑い中ちょっとぼうっとしたような状況が、ちょっとした油断で事故が起きるとということで、皆さんも十分機械の操作などには注意していただきたいと思えます。

また先般、農業委員会の人数確定のお願いを市長のほうに色々とお話をしまして、現状維持ということで御返答をいただきまして、一昨日に代行と局長と3人で市長のほうに文書を提出してまいりました。そんなことで、来年の春の人数は現状維持ということで体制が整いましたので、その辺をひとつよろしくお願ひしていただきたいと思えます。また、皆さんのほうで、北と南に分かれてございませうが、そんな中に出ていない地区もございまして、その辺の割り振りなどもこの後に協議してまいりたいと思えます。そんなことで、色々ありますけれども徐々に進めていきたいと思っております。

また、視察研修につきまして、市長のほうには、万が一道内が無理な時期になりましたら、最後の年でございませうので、皆さんが負担をしても、本州のほうにでも行かせていただきたいということをおっしゃってまいりました。ただそれが、副市長のほうは何て言うかわかりませうけれども、一応、市長のほうからは無事オーケーが出るんでないかと思えます。

また、一昨日の市長との会談の中で、代行が話の中で、ちょっと報酬を上げていただきたいとニュアンスを求めましたが、全然話に乗る気がなくて、結果はまず無理かなというように解釈してまいりましたので、一応、耳に挟んでいただきたいと思えます。そんなことで、色々あったことを報告してまいりました。

本日の総会は、報告4件、議案14件であります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。

事務局長

委員の動向をお知らせいたします。

2番佐々木秀樹委員、5番時田孝喜委員より欠席の届出がありました。

北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
日程第1 議 長	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号8番佐々木敬子委員、議席番号9番中川哲委員の両名を 指名いたします。</p>
日程第2 議 長	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありません か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3 議 長	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」 を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧 地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出 ることとなっております。</p> <p>番号1につきましては、函館緑花会ふじの学園より東側の農地で ございます。番号2につきましては、時効により北斗市総合体育館 より北側の農地を取得したものでございます。番号3につきましては は、白川第1会館より北東側の農地でございます。番号4につつま しては、新函館北斗駅より南西側などの農地でございます。これ らの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づ き専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>

<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第7号の規定により農業委員会に届け出ることとなっております。 本件に関しましては新函館北斗駅より南西側の農地で、一般住宅建築のため転用の届け出があったものでありまして、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 13番椛澤委員。</p>
<p>椛澤委員</p>	<p>これ、個人名さんという人が住まわれる家なんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局佐藤主任。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>御質問にお答えいたします。 個人名さん、申請者の方が借主となりまして、この方がこちらにお住いになるということでお話を聞いております。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>椛澤委員。</p>
<p>椛澤委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議長</p>	<p>日程第5 報告第3号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について」を議題といたします。 市内法人の番号1から番号14まで及び市外法人の番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。
	<p>農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に、農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものでございます。</p> <p>提出された書類により、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、市内の12法人及び市外法人の番号2につきましては要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、市内法人の番号8及び番号10、市外法人の番号1、番号3及び番号4につきましては、事業年度終了時点での文書通知や催促を行ってまいりましたが、提出がなかったため適否判定ができない状況にあります。この法人に対しましては、引き続き、報告書の提出について催促してまいりたいと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	出さない、未提出という人は毎年、何年も続いているみたいに感じるんですね。これって、権限って農業委員会にはあるんですか。
事務局長	事務局長。
	<p>今の件につきまして、お答えいたします。</p> <p>法律上、所在する農業委員会に報告書を提出することになっております。提出がない場合は、農業委員会のほうで催促はします。それでもなおかつ提出がない場合は、過料が課せられるということになっているんですけれども、その過料をかけるのが北海道ですか、北海道のほうから会社のほうに提出がないということで過料をかけるということになると思います。過料をかける権限がうちにはないものですから、提出してくださいという催促でしか事務局では対応ができないという状況になります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	出さない人は、もう全然出さないような気がしているんですよ。わかりました。
	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
議 長	13番 梶澤委員。
梶澤委員	今の当委員会には権限がないと、提出の催促とかその辺はされているのでしょうか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。
	<p>催促につきましては、手紙なりが基本なんですけども、それでも応じない場合は、電話で出してくださいという催促の連絡はさせて</p>

	<p>いただいているところでございます。</p> <p>参考までに、地区名さんはうちのほうにもある個人名さんのほかまだ何法人かが提出されていない、地区名のほうでも適格法人のほうを設立しているところも数多くあるようではございますけれども、提出がないところの通知が北海道から来ておりますので、うちのほうは提出していただいているほうかなという認識はありますけれども、引き続き催促のほうはさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>梶澤委員。</p>
梶澤委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。</p>
日程第6 議 長	<p>日程第6 報告第4号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、令和3年6月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、貸借先が決まったことから取り下げるものでございます。</p> <p>なお、この案件につきましては、この後の議案第6号（使用貸借）の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号4までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、椋澤健一委員より報告をお願いいたします。
椋澤委員	<p>それでは、現況証明書の調査報告をいたします。</p> <p>調査日は、令和3年7月8日。同行委員としまして、岡村委員、中川委員、吉田委員、そして私。それから、事務局の2人が同行しております。</p> <p>それでは1番目、個人名の土地から説明いたします。当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。2番目、個人名の土地でございます。当該地は、申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。3番目、個人名の土地でございます。当該地は、申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。最後、4番目、個人名の土地でございます。当該地は、申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定することといたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第2号「買受適格証明願について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明します。</p> <p>農地または採草放牧地についての競売または公売に参加するためには、その所在地の農業委員会の買受適格証明を添付する必要がありますが、この買受適格証明の審査につきましては農地法第3条の手続きに準じて行うこととされております。</p> <p>今回の茂辺地市ノ渡の農地には、2件の申請がありました。</p> <p>番号1につきましては、七飯町字鶴野において水稻やネギなどを作付けしている農業者の方です。番号2につきましては、同地区内農地を耕作し乳牛を飼育している認定農業者の方です。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし

	<p>ます。 4 番落合委員。</p>
落合委員	<p>図面の上下、これ議案の番号 1、2 のどれに当てはまるのかな。 図面の住所番号、小さすぎてわからないんですよ。</p>
議 長	<p>事務局大森係長。</p>
大森係長	<p>御説明いたします。 図面番号につきましては、1、2 ともに同じ場所の案件のもので すから同じところになります。 競売で売りに出されている土地、1 番、2 番ともに同じところ に対して入札したいということでしたので。</p>
議 長	<p>落合委員。</p>
落合委員	<p>はい、失礼いたしました。よく見ていなかった。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたし ます。</p>
日程第 9	
議 長	<p>日程第 9 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ いて」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、北海道新幹線高架橋工事に伴い、作業関係 者用駐車場や資材置場の不足が見込まれ、新たな用地が必要となっ たことから、工事現場に隣接する農地について転用申請されたもの でございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第 1 0	
議 長	<p>日程第 1 0 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規 定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議</p>

	<p>題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、白川コミュニティーセンターより南側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第11 議 長	<p>日程第11 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、JR北海道新函館変電所より東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号2につきましては、白川第1会館より北東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号3につきましては、添山会館より北側などの農地で、引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。番号4につきましては、大野保育園より北側などの農地で、引き続き2年の期間を設定し賃貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>13番椀澤委員。</p>
椀澤委員	先ほど報告された中で言われた法人が2つここに出てきていま

	<p>す。今後、先ほどの書類提出がない場合、こういうのにも、貸し借りにも多少は影響が出てくるのでしょうか。</p>
<p>議 長 大森係長</p>	<p>事務局大森係長。</p> <p>書類がきちんと出てこないことには、営農実態等がわからないということがありますので、農地巡回等を含め確認しながらということしていきたいと思います。それで、3番については前回、前々回の時に現況証明で畑に戻したというのがありました。ですから、そこがきちんとされているのかという疑問点もありますので、今後増やすといったときに、今あるところがきちんと管理できているのかというようなことも確認しながら進めていきたいと思います。4番につきましては、地区名の農業委員会にも確認しながらやっているんですけども、営農自体は間違いなくやっているんですけども、忙しすぎて書類が作れない状況というのをちらっとは聞いてはいるんですけども、それが本当かどうかはわかりません。先ほど、局長から説明がありました。北海道のほうから過料を求めていることがあり得るよというような話をして出させているというようなことを言っていましたので、今後それを通じて地区名から書類等をいただいて確認をしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>椛澤委員。</p>
<p>椛澤委員</p>	<p>はい、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今の個人名さんと言いますけれども、作付けしているのは間違いございません。簡単に言うと、本郷の大郷寺の裏側を作付けしているような状況で、一応、個人名さんの田んぼの、本郷の、目名の近くになりますけれども、そこもネギを植えたりして作付けはしています。間違いなくやっています。それで、娘さんの旦那になるのかな、とにかく夜中でも機械をかけたりして忙しいのはわかりますけれども、書類の提出はちゃんとしていただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第12 議 長</p>	<p>日程第12 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、北海道水田発祥の地碑より北側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 3 議 長</p>	<p>日程第 1 3 議案第 7 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 5 番時田孝喜委員、議席番号 1 4 番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号 2 につきましては、議席番号 4 番落合修委員、議席番号 1 3 番椛澤健一委員、補助委員として大山正志推進委員を。番号 3 につきましては、議席番号 4 番落合修委員、議席番号 1 2 番山田長政委員、補助委員として山本浩幸推進委員を指名することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願います。</p>
<p>日程第 1 4 議 長</p>	<p>日程第 1 4 議案第 8 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号番澤田亨委員、議席番号 5 番時田孝喜委員、議席番号 1 1 番笠原勝幸委員、議席番号 1 2 番山田長政委員の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>

<p>議 長</p> <p>日程第 1 5</p> <p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 1 5 議案第 9 号「北斗市農業委員会農地改良等取扱要綱の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しまして、これまでの行政手続については書面や対面による申請等を前提とし、法令等の根拠が明確でないものについても、慣例的に申請等の本人の意思確認の手段として押印を求めてきましたが、行政手続の簡素化により市民負担の軽減や利便性の向上が図られることから、令和 2 年 7 月 7 日付けで総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知がありまして、市ではこうした状況を踏まえ、また、今後進めていく行政手続のデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るため、個人及び事業者が行う申請手続等において求めている申請者の氏名欄の押印について見直しを実施することとしたことから、市において作成した「申請手続等における押印見直し判断基準」をもとに押印の見直しなどをするものでございます。 1 7 ページをお開きください。内容につきましては、押印の見直しによる字句の追加、米印で書いている部分ですが、「自署の場合は押印は不要です」という文言と「法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください」という文言の追加でございます。また、年号の削除、それと他の様式との統一を図るため、「北斗市農業委員長」に改めるものでございます。それと、金銭の絡む契約の部分につきましては印鑑をいただくこととしております。法人の場合も印鑑を押していただくという決めでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>日程第 1 6</p> <p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 1 6 議案第 1 0 号「北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましても、前件と同様に押印の見直しなどをするものでございます。</p> <p>21ページをお開きください。内容につきましては、押印見直しによる字句の追加、第8条の誤字の修正ということで第3条を第4条に修正するものでございます。また、法改正に伴う関係する条文及びそれに伴う表中の区分欄を削除するものでございます。こちらの法改正なんです、平成21年に法改正されていたものでございますがこれまで気づかずにいたということで、これを機に改正しようとするものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第17 議 長	<p>日程第17 議案第11号「北斗市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましても、押印の見直しなどをするものでございます。</p> <p>25ページをお開きください。こちらにつきましては、北海道より各様式の一部改正について通知があったものでございまして、それに従い押印の見直しを行うものでございます。内容につきましては、関係する条文の字句修正及び様式中の印の表記を削除するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

<p>日程第18 議 長</p>	<p>日程第18 議案第12号「北斗市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
	<p>御説明いたします。 本件に関しましても、押印の見直しなどをするものでございます。 29ページをお開きください。内容につきましては、押印の見直しによる字句の追加となります。様式第1号につきましては、「自署の場合は押印は不要です」という文言を追加いたします。様式第2号なのですが、団体推薦ということで各地区の農事組合等から推薦されるケースもございますのでそれを法人と同じ扱いということで記名押印を求めるものでございます。また、他の様式との統一を図るため「北斗市農業委員長」に改めるものでございます。それと、推薦及び募集の資格の条項についてですが、本来であれば28年の任命制に変わった際に直しておけばよかったです、それ以降も改正のほうを失念しておりましたので、今回改めて修正させていただきたいというものでございます。推進委員につきまして兼職が禁止されているものは、国会議員、うちにはないんですけども人事委員会、公平委員会というものがあつて、そちらの委員になつていらっしゃる方につきましては推進委員と兼ねることは出来ないということになりますので、それ以外の者は推進委員になれるということで文言を修正するものでございます。あと、暴力団排除条例に関しても今回改めて追加したいというものでございます。30ページをお開きください。農業委員と推進委員の推薦・自薦の時期が一緒でございますので、前回もそうだったんですが、どちらも応募してくるという方もおりますので、5の欄を改めて追加したいというものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第19 議 長</p>	<p>日程第19 議案第13号「北斗市農地巡回指導事業実施要領の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 33ページをお開きください。 本件に関しましては、事業実施期間が実態と相違していることから、条文を改正するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第20 議 長	<p>日程第20 議案第14号「北斗市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 35ページをお開きください。 本件に関しましても、推薦及び募集の資格の条項について、過去において失念により漏れしていました箇所の改正及び追加でございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これもちまして、第29回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。</p> <p>(午後 2時32分 閉会)</p>

	<p>会長（議長） 和田 勝 雄</p> <p>署名委員 佐々木 秀 樹</p> <p>〃 時 田 孝 喜</p>
--	---